



急な日程変更や閉館情報  
などを発信します。  
友だち登録をお願いいた  
します。



粗品プレゼント

# みえ共済特別キャンペーン実施

令和6年7月1日～令和6年11月30日

※10月17日(木)・10月18日(金)・11月22日(金)は、事務局研修会の為、閉館いたします。

青色申告特別控除65万円にチャレンジしてみませんか？

### 個別 ブルーリターンA 体験講習会

消費税・イータックス対応のパソコン会計ソフトブルーリターンAで青色申告特別控除は65万円。個別体験講習会にご参加ください。

◇日 10月3日(木)・4日(金)  
10月21日(月)・22日(火)

◇時間 午前10時 午後1時 午後3時

### 今年最後の「ブルーリターンA」体験講習会

パソコンがあればOK。消費税対応。  
青色申告特別控除65万円も適用。  
e-Tax対応。

11月7日(木)・8日(金)  
11月28日(木)・29日(金)

時間 午前10時と午後2時

日々の入力(パソコンへの打込み)だけで、減価償却・決算書・申告書が自動的に出来ます。

### 〔所得税・消費税〕 説明会

消費税課税事業者の方は是非ご参加ください！

◇日 10月24日(木)・25日(金)

◇時間 午前10時 午後1時 午後3時

◎税理士先生による「記帳点検」は  
11月15日に行います。

### 記帳点検

毎日記帳している帳簿の点検をします。ご都合の良い日にお出掛け下さい。

日時 11月15日(金)

午後1時半～午後3時半

<持参> 帳簿・伝票・前年決算書控等関係書類

◎ご出席の方には

「記帳点検済」印を押させていただきます。

[指導] 東海税理士会津支部

### <青色教室> 正しい決算

仮決算書(損益計算書、貸借対照表)を作りましょう。

11月18日(月)・19日(火)

午前10時～11時半・午後2時～3時半

### パソコンによる減価償却の計算

一度パソコンへ減価償却の計算を入力しておくと、毎年自動計算されます。

決算時には正しい計算表を印刷してお渡します。  
手書きによる計算は必要なくなります。

お気軽に連絡下さい。

【お断り】2月の税理士先生の税務相談では、手計算による減価償却の計算はお断りします。ご了承下さい。

### 青色ドック 年に一度の健康診断

◇日 10月23日(水)  
10月24日(木)

(希望日をお選びいただけます)

◇場所 メッセウイング・みえ  
(津市北河路町)

<ご案内>

☆詳しくは、8月中旬にお送りしました『検診内容の詳細』と『申込書』をご覧の上、**検診申込書**でお申込下さい。  
お問い合わせは事務局へどうぞ

### 【青色共済+傷害特約】

月2,250円

健康審査無用・支払い速やか・大きな安心・

病気とケガの総合保障

☆ケガの通院は1日目から1,500円の通院給付

☆国内はもちろん、海外での事故も保障

<お問合せ お申込は事務局へ>

青色申告会がつくった、初心者にやさしいパソコン会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めします。

価格29,700円(税込)

(3年分の保守料9,900円含)

—使いやすくて簡単。指導相談も万全—

青色申告特別控除最大65万円適用。

消費税申告・イータックスにも対応します。

お問合せ申込みは事務局へどうぞ。

◎記帳専用ソフトで1年間お試しも可能です  
体験ご希望の方はお申し込みください

## パールシニア共済

(引受基準緩和型商品)

持病がある方でもご加入いただける医療共済  
ケガや病気の入院保障！がんにも手厚く備えることができます

共済掛金 3,200円/月

加入年齢 満55歳から満74歳まで

## すこやか共済

通院1日目から保障する傷害共済

仕事だけでなく、プライベートのケガも保障します

共済掛金 900円/月

加入年齢 満6歳から満79歳まで

## 所得補償共済

ケガや病気による就業不能を補償します  
地震や津波によるケガなども対象となります

共済掛金 500円/月～

加入年齢 満15歳から満64歳まで

どの共済もお手頃な掛金で、しっかり備えていただけます

この機会にご検討ください！



詳しくは、**津青色申告会**まで  
TEL 059-225-6555

昨年度、インボイス制度により消費税課税事業者になられた方へ  
 今年度の消費税額は3か月分だけではなく、1年間分です。  
 是非、ご一読ください！！

## 消費税の2割特例が適用できるか確認しましょう

2年前の課税売上高は1,000万円以下ですか？

青色申告会

### 1. 2割特例が適用できない場合があります

個人の免税事業者がインボイス発行事業者になったときは、令和8年分の申告まで納税額が売上税額の2割になる2割特例<sup>※1</sup>を適用できます。ただし、適用できない場合<sup>※2</sup>もあります。

※1 課税事業者がインボイス発行事業者になったときでも、発行事業者の登録をした年の翌年以降は、その年の2年前の課税売上高が1千万円以下であれば2割特例を適用できます。

※2 次の場合は、2割特例を適用できません。

- その年の2年前の課税売上高が1千万円を超えるとき
- その年の前年1月1日～6月30日（個人事業者の特定期間）の課税売上高が1千万円を超える場合、税抜き1千万円以上の棚卸資産や調整対象固定資産（高額特定資産）の仕入れなどをおこなった場合など、事業者免税点制度の適用が制限される時

[図表1]の手順で、その年の2年前の課税売上高を確認します。2割特例が適用できない場合は一般課税か簡易課税での申告になります。お早めに青色申告会にご相談ください。

[図表1] 2年前の課税売上高から2割特例が適用できるかを確認します

②の課税売上高は、①が免税事業者か課税事業者かで[図表2]の考え方により計算します。

| その年（課税期間）                     | 令和6（2024）年                                                       | 令和7（2025）年                                                                                                     | 令和8（2026）年                                                                                                     |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2年前（基準期間）                     | 令和4（2022）年                                                       | 令和5（2023）年                                                                                                     | 令和6（2024）年                                                                                                     |
| ① 2年前は免税事業者ですか、課税事業者ですか？（□に✓） | <input type="checkbox"/> 免税事業者<br><input type="checkbox"/> 課税事業者 | <input type="checkbox"/> 免税事業者<br><input type="checkbox"/> 年の最初から課税事業者<br><input type="checkbox"/> 年の途中から課税事業者 | <input type="checkbox"/> 免税事業者<br><input type="checkbox"/> 年の最初から課税事業者<br><input type="checkbox"/> 年の途中から課税事業者 |
| ② 2年前の課税売上高はいくらでしたか？          | 円 A                                                              | 円 B                                                                                                            | 円 C                                                                                                            |
| ③ その年に2割特例が適用できますか？           | A 1,000万円以下 → 適用できる<br>A 1,000万円超 → 適用できない                       | B 1,000万円以下 → 適用できる<br>B 1,000万円超 → 適用できない                                                                     | C 1,000万円以下 → 適用できる<br>C 1,000万円超 → 適用できない                                                                     |

[図表2] 2年前の課税売上高の考え方

課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上高、輸出取引などの免税される売上高、機械や建物など棚卸資産以外の事業用資産の売却代金などをいいます。売上返品、売上値引、売上割戻などがある場合はそれらの金額を除きます。次のとおり、⑦免税事業者のときと⑧課税事業者のときで、その期間の課税売上高の考え方に違いがあります。

⑦ 免税事業者のときの課税売上高 … 消費税が含まれていないので、税抜処理をしません。

課税売上高 1,100万円 → 1,100万円

⑧ 課税事業者のときの課税売上高 … 消費税が含まれていますので、適用税率ごとに税抜処理をして、その合計を課税売上高とします。

[標準税率 10%適用] 課税売上高 550万円 ×  $\frac{100}{110}$  = 500万円  
 [軽減税率 8%適用] 課税売上高 756万円 ×  $\frac{100}{108}$  = 700万円  
 合計 1,200万円

2年前の年の途中でインボイス発行事業者の登録をして、年の途中から課税事業者になった場合は、⑦と⑧のそれぞれの期間の課税売上高の合計が1年間の課税売上高になります。

## 2. 令和6年分の納税額は昨年約4倍

令和5年分で2割特例を適用した方が、令和6年分で2割特例を適用すると、昨年の約4倍の納税額が想定されます。消費税は延納制度がありません。納税準備をしてください。

[図表3] 令和5年分と令和6年分の納税額の比較

| 令和5年分<br>(10月～12月)<br>の課税売上高 | 適用<br>税率 | 2割特例の<br>納税額試算 | 令和6年分<br>(1月～12月)<br>の課税売上高 | 適用<br>税率 | 2割特例の<br>納税額試算 |
|------------------------------|----------|----------------|-----------------------------|----------|----------------|
| 50万円                         | 10%      | 9,000円         | 200万円                       | 10%      | 36,200円        |
|                              | 8%       | 7,300円         |                             | 8%       | 29,600円        |
| 75万円                         | 10%      | 13,600円        | 300万円                       | 10%      | 54,400円        |
|                              | 8%       | 11,100円        |                             | 8%       | 44,300円        |
| 100万円                        | 10%      | 18,100円        | 400万円                       | 10%      | 72,600円        |
|                              | 8%       | 14,800円        |                             | 8%       | 59,200円        |
| 125万円                        | 10%      | 22,700円        | 500万円                       | 10%      | 90,800円        |
|                              | 8%       | 18,500円        |                             | 8%       | 73,900円        |
| 150万円                        | 10%      | 27,200円        | 600万円                       | 10%      | 108,900円       |
|                              | 8%       | 22,200円        |                             | 8%       | 88,800円        |
| 175万円                        | 10%      | 31,800円        | 700万円                       | 10%      | 127,100円       |
|                              | 8%       | 25,800円        |                             | 8%       | 103,500円       |
| 200万円                        | 10%      | 36,300円        | 800万円                       | 10%      | 145,300円       |
|                              | 8%       | 29,600円        |                             | 8%       | 118,400円       |
| 225万円                        | 10%      | 40,900円        | 900万円                       | 10%      | 163,500円       |
|                              | 8%       | 33,300円        |                             | 8%       | 133,200円       |
| 250万円                        | 10%      | 45,400円        | 1,000万円                     | 10%      | 181,700円       |
|                              | 8%       | 37,000円        |                             | 8%       | 148,000円       |

約4倍

### 3. 2割特例が適用できないときの税額計算の考え方

➤ 一般課税による税額計算 ➡ 仕入や経費のインボイスの保存が必要です。

$$\text{売上げの消費税額} - \text{【仕入控除税額】(実額)} = \text{納付税額 または還付税額}$$

仕入れや経費の消費税額

➤ 簡易課税による税額計算 ➡ 仕入や経費のインボイスの保存は必要ありません。

$$\text{売上げの消費税額} - \text{【仕入控除税額】(概算)} = \text{納付税額}$$

売上げの消費税額 × みなし仕入率

| 事業区分（みなし仕入率） | 主な事業内容（事業区分は取引ごと判定します）                                                  |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第一種事業（90%）   | 卸売業                                                                     |
| 第二種事業（80%）   | 小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業                                             |
| 第三種事業（70%）   | 農業・林業・漁業（第二種に該当する部分を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業         |
| 第四種事業（60%）   | 飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業、事業者の固定資産譲渡など（第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業） |
| 第五種事業（50%）   | 運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業（飲食店業を除く）                                          |
| 第六種事業（40%）   | 不動産業                                                                    |

※ 一般課税では、売上げの消費税額より仕入控除税額が大きいと税金が還付されます。簡易課税では、仕入れや経費の記帳に係る事務負担は軽減されますが、一般課税で申告すれば税金が還付されるケースでも還付はありません。簡易課税の選択には、あらかじめ税務署への届け出が必要です。